

# 事務連絡 5月

共助会 HP をご覧下さい。

千葉県共助会

検索

5月8日から新型コロナの位置付けが変わりました。(2類から5類へ引き下げ)  
元の生活に戻れることを信じて、皆さんで頑張ってください！！

## 6月は、掛金等の更新月です



- 「掛金および加入者負担金決定通知」は、5月25日に発送を予定しています。

決定通知が届きましたら、**早急に加入者の本俸をご確認下さい。**

**本俸の訂正が必要な場合は至急、共助会までご連絡下さい。**

- **USB 及び算定確認書類が未提出の場合は、前年度算定額での更新となりますので、ご注意下さい。**

4月10日以降に算定対象者が発生した施設には、**共助会共済報酬月額算定基礎届(様式第12号)**を同封しています。5月22日(月)までに共助会へご提出下さい。

**6月分の請求が確定した後は、遡及処理は出来ません。**

5月末までに退職した場合 → 「脱退届」

5月末までに異動した場合 → 「異動届」

6月までに復職した場合 → 「復職届」

6月から休職する場合 → 「休職届」

**6月9日(金)15時までに  
原本をご提出下さい。**

## 総会及び長期在籍会員顕彰式のご案内について

長期在籍者として顕彰されるのは、**令和4年度中に共助会在籍25年を迎えた方**です。

対象者の方及び施設長様宛てに、既にご案内文書をお送りしています。

**日時：令和5年6月26日(月) 14時から**

**場所：オークラ千葉ホテル 3階「エリーゼ」にて**

総会のご案内は、6月9日(金)に施設宛てに発送します。

**出席・欠席報告書並びに委任状の提出**にご協力下さい。



4月から、裁定通知書(本人控え)は、施設様宛てにお送りしています。  
施設様から該当者にお渡し下さい。

## 事務手続きについて《期日》

- 令和5年5月分の掛金等請求に関する訂正期限：**令和5年 5月22日(月)15時**  
※訂正期限を過ぎると、当月分の訂正はできません。
- 令和5年5月分の掛金引落日：**令和5年 5月31日(水)**
- 令和5年5月分の掛金振込期日：**令和5年 5月31日(水)**
- 令和5年4月分の貸付金返済の引落日：**令和5年 6月 5日(月)**
- 令和5年6月分の届出締切日：**令和5年 6月 9日(金)15時、原本必着！**



## 貸付制度利用者の在籍施設様へ

- 貸付利用者に異動等の変更がある場合、必ず事前に共助会事務局へご連絡下さい。
- 「貸付金請求一覧表」は、別送します。〈施設口座引落分〉は、施設口座に請求します。記載が無いものについては、〈個人口座引落分〉となります。(複数月請求の方は延滞中の方です)
- 「貸付完済のお知らせ」は施設住所宛てに郵送いたしますので、加入者様にお渡し下さい。

## ソウエルクラブ千葉・共助会合同 会員交流事業カレンダー

実施日	実施内容	人数	場 所		申込期間
			ソウエル価格	共助会価格	
7/2(日)	DRUM TAO	30名	東京ドームシティホール		5/12(金)~5/26(金)
			3,200円	6,375円	
7/30(日)	劇団四季 「ライオンキング」	50名	有明四季劇場		5/26(金)~6/9(金)
			大人 6,500円 小人 4,000円	大人 13,000円 小人 8,000円	
8/5(土)	舞台 「ハリー・ポッターと呪いの子」	50名	TBS赤坂ACTシアター		6/5(月)~6/19(月)
			大人 8,500円 小人 6,000円	大人 17,000円 小人 12,000円	

**【特別ご招待】** 6月6日(火)、7日(水)、8日(木) ロッテVSヤクルト交流戦に 各日1,000名  
申込期間：5月10日(水)~5月21日(日)22時 詳しくは、共助会ホームページをご覧ください。

## ～ 家庭用常備薬の斡旋について～

5月中旬頃、各施設へ株式会社 諒和 (リョーワ) から家庭用常備薬の斡旋用紙をお送りします。

**お問い合わせ・注文書の送付は直接、株式会社 諒和へお願いします。**

(住 所) 〒535-0052 大阪府大阪市旭区大宮4-19-11

株式会社 諒和 担当：岡村

(電話番号) 06-6952-7015



## 掛金等更新月（6月）のご注意

★「掛金および加入者負担金決定通知書」は5月25日に発送予定です。必ず更新する本俸が間違いないかをご確認ください。

★ 6月は更新月のため、請求が確定した後に下記の遡及処理はできません。

4、5月末までに退職した場合	→ 「脱退届」	} 6月9日(金)15時までに <u>原本</u> を提出してください。
4、5月末までに異動した場合	→ 「異動届」	
4～6月までに復職した場合	→ 「復職届」	
4～6月までに休職した場合	→ 「休職届」	

★期日に間に合わなかった場合は、届出書類通りの処理ができなくなりますのでご注意ください。

例) 6月9日(金)15時までに、5月末退職者の届出書類が到着しなかった場合  
⇒6月分の掛金を請求させて頂き、6月末退職処理になります。

例) 6月9日(金)15時までに、5月末転出、6月転入者の異動の届出書類が到着しなかった場合  
⇒異動は成立しません。旧施設で退職手続きをして頂きます。旧施設に6月分の掛金を請求させて頂き、6月末退職処理になります。

郵便事情も考慮し、必ず6月9日(金)15時までに到着する発送方法でご送付ください。

★ 4月10日以降に、転入、復職の届出があった施設には共助会共済報酬月額算定基礎届（様式第12号）を同封しています。給与月額欄に本俸を記入し、代表者印を押印のうえ5月22日(月)までに共助会へ郵送もしくはFAXにてご返送ください。

★ なお、USB及び算定確認書類が未提出の場合は、前年度算定額での更新となりますので、ご注意ください。

★ 加入手続きについては通常月の通り、2か月まで遡及処理が可能です。

ご不明な点は、共助会までお問い合わせください。

043-245-1729